

# 国民健康保険税の税率が変わります

これまで、市町村が保険者として被保険者や医療費の動向などから保険税として必要な額を算定し、税率を決定していましたが、平成30年度から制度改正により、都道府県が市町村ごとの標準保険料(税)率を算定・公表し、市町村はそれを参考に実際の保険料(税)を定めることとされました。

様似町では、北海道の算定した標準保険料(税)率に基づき、平成30年度の税率を次のように改定します。

## ○国保税率

区 分		平成29年度	平成30年度
所得割	医療分	8.40%	8.21%
	支援分	2.40%	2.46%
	介護分	1.40%	1.89%
資産割	医療分	38.00%	廃止
	支援分	12.00%	
	介護分	12.00%	
均等割	医療分	26,000円	30,843円
	支援分	4,000円	9,382円
	介護分	7,000円	9,707円
平等割	医療分	36,000円	21,377円
	支援分	4,000円	6,502円
	介護分	4,000円	5,028円

所得割：被保険者の所得金額から33万円を引いた額の合計×税率

資産割：被保険者の固定資産税額×税率

均等割：被保険者1人当たりの額

平等割：1世帯当たりの額

医療分：被保険者の医療費の支払いの財源となる分です

支援分：後期高齢者医療保険に対する若年世代の負担分です

介護分：40～64歳の被保険者の介護保険料にあたる分です

## ○賦課限度額

上記の税額(所得割～平等割の合計)が次の限度額を超える場合は、各区分の税額は限度額までとなります。

区 分	平成29年度	平成30年度
医療分	54万円	58万円
支援分	19万円	変更なし
介護分	16万円	

## ○低所得世帯に対する軽減

世帯主と被保険者の前年の所得が次の基準以下の世帯は、均等割と平等割の税額が軽減されます。

軽減割合	平成29年度	平成30年度
7割	33万円	変更なし
5割	33万円+(27万円×被保険者数)	33万円+(27万5千円×被保険者数)
2割	33万円+(49万円×被保険者数)	33万円+(50万円×被保険者数)